特集 自転車はルールを守って安全運転

平成24年自転車事故が大きく減少

これまで増加傾向にあった自転車が関係する交通事故の件数が、平成23年の460件（関与率39・9％）から平成24年には363件（関与率49・4％）かと大きく減少しました。交通事故のさらなる減少に向け、市は、立川国立地区交通安全協会や立川警察署などと連携し、さまざまな事業を実施しています。自転車は、安全利用五則や決められた場所への駐車など、ルールやマナーを守り、正しく安全に利用しましょう。

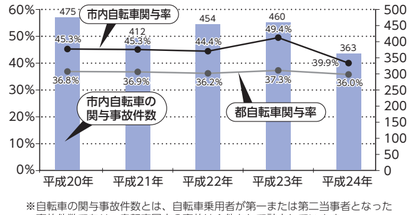

※自転車の関与事故件数とは、自転車乗用者が第一または第二当事者となった事故件数であり、自転車同士の事故は1件として計上しています。

親子自転車教室の様子

平成24年に市内で発生した自転車が関与する交通事故の件数と関与率は、前年と比べ減少しましたが、自転車関与率は都全体と比較するとまだ高い状態が続いています（**上グラフ**参照）。

こうした中、「道路交通法」が改正され、違反を繰り返すなど悪質な自転車運転者に対する罰則が強化されました。また、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

手軽に利用できる自転車ですが、交通ルールやマナーを守って運転しないと、重大な事故につながります。

今回は、市で行っている主な事業を紹介します。

●**自転車運転免許証交付**　小学3年生を対象に各小学校のPTA・立川国立地区交通安全協会の支部の方などが連携して行っています。自転車の安全な乗り方や交通ルールなどの学科や実技の講習の後、試験の合格者に運転免許証を交付します 問**市交通対策課**・内線2279

●**スケアードストレイト方式による交通安全教室**　中学校9校うち、平成24年度は3校で、今年度は1校で行っています。スタントマンによる交通事故の再現を間近に見ることで、事故の恐怖を疑似体験し、事故防止の意識を高め、危険行為を未然に防止します 問**交通対策課**・内線2279

●**親子自転車教室**　小学生以下の子どもとその親を対象に原則、月1回日曜日に開催しています。交通安全の講話、DVDの上映、自転車シミュレーターによる運転体験などを通じて、自転車の安全な乗り方を親子で一緒に学びます。修了後、自転車でご来場の希望者に限り、マスタードライバー証を交付します 問**立川警察署交通総務係**☎（527）0110、**市交通対策課**・内線2279

交通安全市民のつどい

立川国立地区交通安全協会や立川警察署等と共催で「交通安全市民のつどい」を開催します。今年は立川市市民会館が改修工事中のため、会場を変更して実施します。交通安全教室のほか、タレントによるステージや演奏等を行います。直接会場へ。時 9月7日(土)午後1時30分～4時 場 女性総合センター1階ホール 定 30人（先着順） 問**立川国立地区交通安全協会事務局**☎（522）7259、**市交通対策課**・内線2279

交通安全講習会にご参加を

交通事故を防止するため、立川国立地区交通安全協会と協力して「交通安全講習会」を開催します。日程と会場は**左表**の通り。直接会場へ。問**立川国立地区交通安全協会事務局**☎（522）7259、**市交通対策課**・内線2279

日程	会場
8月29日(木)	羽衣中央会館
9月2日(月)	高松会館
9月3日(火)	錦学習館
9月4日(水)	柴崎会館
9月9日(月)	上砂会館
9月10日(火)	九小体育館
9月11日(水)	若葉会館
9月13日(金)	さかえ会館
9月17日(火)	滝ノ上会館
9月18日(水)	二小家庭科室

いずれも時間は午後7時から

7月1日から施行 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

この条例は、自転車利用者が守るべき事項、事業者や行政などの役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的としています。条例には、「自転車安全利用推進計画の策定」等、東京都の取り組みのほか、次の事項について、責務が示されています。

自転車利用者の責務
- 交通ルール等の習得
- 自転車の点検整備
- 事故に備えた保険への加入
- ヘルメットの着用や反射材等の利用

事業者の責務
- 従業員への安全教育
- 自転車通勤する従業員に対しての駐輪場所の確保や確認
- 顧客等への駐輪場利用の啓発等
- 事業用自転車の点検整備
- 事業用自転車での事故に備えた保険への加入

問**都青少年・治安対策本部交通安全課**☎03（5388）3127

自転車保険に加入しましょう

事故を起こすと自転車利用者も刑事上の責任が問われます。また、相手にけがを負わせてしまった場合には、民事上の損害賠償も発生し、治療費や賠償金を支払わなければならないことがあります。そのような場合に備えて、自転車保険に加入しましょう。

●**TSマーク付帯保険**　「自転車安全整備店」のマークのある自転車店で点検整備をした自転車には、TSマークが有償で添付され、損害賠償保険・傷害保険がつけられています。

●**損害保険会社**　自分のけがに備えるには「傷害保険」、自転車事故での損害賠償に備えるには「損害賠償保険」があります。

●**コンビニエンスストア・携帯電話等**　コンビニエンスストアの店頭や携帯電話会社等を通じて契約できる保険があります。

●**そのほか**　ご自身で加入している自動車保険や火災保険等に特約として加入できる場合があります。

くわしくは、各店舗等へお問い合わせください。

自転車ルール五則

自転車安全利用五則には、自転車に乗るときに守らなければならないルールのうち、特に重要なものが取り上げられています。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車が歩道を通行できるのは▽歩道通行可の標識がある▽運転者が13歳未満、70歳以上、身体の不自由な方▽交通状況からみてやむを得ない場合のみです

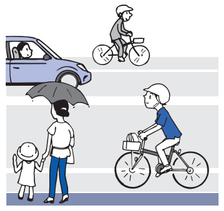

2 車道は左側を通行

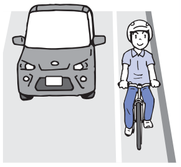
右側通行は禁止されています

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません

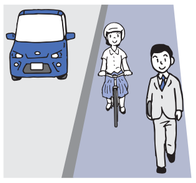

4 安全ルールを守る

(1)飲酒運転禁止(2)二人乗り禁止(3)「並進可」の標識がある場合以外では並進禁止(4)夜間はライトを点灯(5)信号順守(6)交差点での一時停止と安全確認

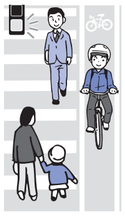

5 子どもはヘルメットを着用

13歳未満の子どもの保護責任者は、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう

そのほかのルール違反

次のこともルール違反です▽自転車運転中の携帯電話やイヤホンなどの使用▽傘さし運転

STOP! 放置自転車

駅前自転車駐車場や共同利用（サイクルシェアリング・レンタサイクル）をご活用ください

放置自転車は体の不自由な方や、緊急自動車の通行の妨げなどになります。また、まちの美観も損ないます。駅周辺のイメージを高めるためにも、自転車は決められた場所に駐車しましょう。立川駅周辺には、比較的余裕がある自転車駐車場があります。また、自転車を共同利用することもできます。ぜひご利用ください。

自転車駐車場の利用状況

立川駅周辺で定期利用できる自転車駐車場は、**左表**のような利用状況です。

駅から少し歩いていただく自転車駐車場（左表の⑧や⑪）やタワー式自転車駐車場（同⑥⑦）では、比較的駐車スペースに余裕がありますので、ぜひご利用ください。

利用料金は、自転車駐車場の立地条件や利便性などに応じて設定しています。

また、短時間無料の自転車駐車場（左表⑥⑦⑧）もあります。2時間以内の一時利用であれば、無料で利用できます。

番号	駐車場名称	利用率 定期	利用率 一時
①	立川駅南口第一有料自転車駐車場	97.7%	—
②	立川駅南口第二有料自転車等駐車場	98.5%	121.9%
③	立川駅南口第三有料自転車駐車場	92.4%	—
④	立川駅南口第四有料自転車駐車場	97.2%	—
⑤	立川駅南口立体有料自転車駐車場	75.1%	68.5%
⑥	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	27.2%	13.6%
⑦	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	74.5%	40.6%
⑧	立川駅北口第一有料自転車駐車場	58.3%	52.8%
⑨	立川駅北口臨時有料自転車駐車場	97.5%	55.4%
⑩	立川駅北口第三有料自転車等駐車場	102.6%	72.5%
⑪	西地下道有料自転車駐車場	73.6%	39.8%

※「番号」は、下地図内の番号を指します。各自転車駐車場の利用料金等は、①～⑦は日本駐車場工学研究会☎（527）5021、⑧～⑪は日本環境マネジメント☎（528）6555へお問い合わせください。

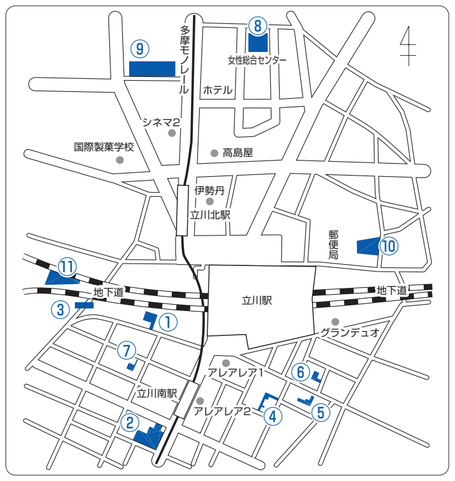

自転車の共同利用を実施しています

サイクルシェアリング

サイクルシェアリングは「自宅から駅へ向かう方」と「駅から職場や学校へ向かう方」が、自転車を共同で利用するシステムです。立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場、立川駅南口第二有料自転車等駐車場で実証実験として行っています。

自転車駐車場の定期利用料金と同額で自転車駐車場に用意してある自転車を利用できます。ぜひご利用ください。

くわしくは、現地管理事務所へお問い合わせください。

●**利用料金**　▽一般＝月額1千500円から▽学生＝月額1千円から

●**申込方法**　現地管理事務所で配布している申込書に必要事項を書いて、直接、同事務所へ申し込みしてください。

問**立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場**☎（528）1301（24時間受付）、**立川駅南口第二有料自転車等駐車場**☎（527）5021〔午前6時30分～午後8時受付〕

レンタサイクル

市は、多摩モノレール高松駅でレンタサイクルを運用しています。事前登録不要でご利用いただけるサービスでしたが、7月16日から、ご要望の多かった鍵を自転車に取りつけ、利用カードに必要事項をご記入いただく方法へ変更しました。

●**利用方法**　①利用する旨を係員にお伝えください②係員がお渡しする利用カードに必要事項を書いてください③係員がレンタサイクルの鍵をお渡しますので、前輪に付いている鍵を解除してご利用ください

●**返却方法**　①レンタサイクルポート（貸出場所）に戻し、鍵をかけてください②係員へお声掛けの上、鍵回収ボックスへ鍵を入れてください③アンケートにご協力をお願いします。アンケート回収ボックスに用紙を入れてください

●**利用時間**　平日の午前9時～午後4時（12月29日から翌年1月3日は除く）

●**利用料金**　無料

●**注意事項**　▽利用時間内でご利用ください▽利用時間外の利用は、窃盗罪等に問われる場合があります▽雨天時は貸し出しを中止する場合があります

問**交通対策課**・内線2285

自転車駐車場の整備

市は、自転車利用環境の改善に向け、多摩モノレール駅周辺での無料の自転車駐車場の整備と、立川駅周辺での自転車等駐車場の整備を進めています。

平成24年度は、多摩モノレール高松駅周辺での自転車の放置の改善を図るため、高松駅自転車駐車場を整備しました。今年度は、泉体育館駅自転車駐車場の整備を進めています。立川駅周辺では、多摩モノレール立川北駅下の無料自転車仮置場の24時間利用に向け、短時間無料の有料自転車駐車場として整備を予定しています。

市は、今後、駅周辺における自転車利用環境の改善に向けた取り組みを進めていきます。くわしくはお問い合わせください。

問**交通対策課**・内線2284

自転車走行空間の整備

市は、市道1級8号線（緑川通り）に、自転車が車道を走るための走行空間を設置しました。自転車は道路交通法により車両として位置付けられています。自転車で走行する場合は、車道を自動車と同じ方向に、左側通行で通行しましょう。本路線では、路肩のカラー化された部分を通行してください。

また、本路線は駐車禁止路線です。自転車走行空間に自動車等を駐車すると、自転車が通行できず大変危険です。自動車等の路上駐車はやめましょう。

くわしくはお問い合わせを。

問**交通対策課**・内線2284

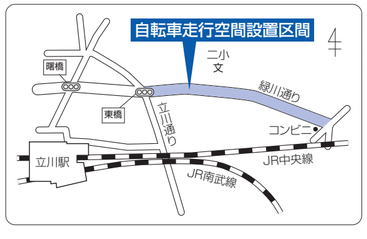

車道の左側を車と同じ方向に進んでください